

平成27年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） おはようございます。

通告に従い公明党を代表して一般質問いたします。

昨日、お二人の議員がこのたびの市長・市議会議員選挙について御質問され答弁がございました。この場にいる市長、そして30名の議員は新聞報道がどうであろうとも、この上ない慎重な選挙事務によって市民一人一人の声が正しく反映され、晴れて当選という栄に浴しました。私はこのことを糧に、これからの4年間、前を向いて議員活動に邁進してまいりますので、執行部の皆様何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、2年ぶりの登壇、2年ぶりの一般質問でございます。この2年間、私は監査委員という立場で市政を別の角度から検証してまいりました。今、習志野市は順風満帆でないことは、市長、市議会議員、職員、多くの方が感じていることとございましょう。それは、書類から、数字から、市政を検証する監査の場においても如実に物語られておりました。しかし、その中にあるも風を読み、帆を上げ、市政を市民に沿うようにかじをとろうとする職員がいたことも事実でございます。

私が監査委員として再確認したことは、やはり行政は人なり、この一言でございました。私はこれからも常にこの人という文字を念頭に置きながら、市政を語り、一般質問を行ってまいりますので、執行部の皆様におかれましても、人がいかに重要かを忘れることなく御答弁いただきたいと思っております。冒頭に述べさせていただきましたように、2年ぶりでございます。今、あふれんばかりの思いが口元まで来ておりますので、早速質問に移ります。

質問の1点目は、特別支援教育についてでございます。

特別支援学級等の在籍児童及び生徒の推移を見ても、昨今、特別支援教育に対する需要や期待は確実に高まってきております。平成21年第4回定例会において採択された特別支援教育の充実に関する請願、発達障害への理解及び支援の推進に関する請願は、今後の習志野市が歩むべき道しるべとなり、歩みの速度は別として、例えば特別支援学級の1学校1学級の設置などは、今日まで着実に成果を上げてきたものと評価いたします。しかし、この2年間を振り返って見ていかがだったでしょうか。後退したとは申しません。しかしながら、新年度に入ってから市内の実情をかいま見る限り、何か意識が薄れているのではないかと、どこかに気の緩みがあったのではないかと感じられずにはおりません。

そこで、いま一度、この2年間を振り返る意味も込めて、今後教育委員会は特別支援教育の充実に向けて、どこに重点を置き、取り組んでいこうとしているのか、教育長にお伺いいたします。

質問の2点目は、ひまわり発達相談センターについてでございます。

職員の数や職種の多様性を見る限り、市長の当該施設に対する意気込みは決して薄れてはいないと安堵いたしております。むしろ創設から時間が経過したことで、市民への周知が広まり、利用者サービスに新たな懸念も発生してきているとの声が聞こえてまいります。それは、例えば利用人数の増加や職員不足による影響なのか、指導回数が減少した、個別の支援計画がつかられていないなどといった声でございます。

そこで、現在の指導状況について頻度や時間に加え、十分か否かの見解をお伺いいたします。

質問の3点目は、債権管理についてでございます。

冒頭に述べさせていただきましたとおり、監査委員としての2年間はまさに数字であり、特に債権

についての検査でございました。その経験から、私は債権管理について次の2点を断言いたします。1つ目は担当部署が第一義であること、2つ目は総合的かつ指導的な部署が必要であること。債権管理課はまさに2つ目の目的に沿って創設された部署であり、私は大変期待をいたしております。

そこで、既に2年が経過しようとしておりますが、これまでの成果や今後の方針についてお伺いいたします。

質問の最後、4点目は指定管理者制度についてでございます。

先週、谷津干潟の日の行事に参加してまいりました。前日から降り続いていた雨も朝方には上がり、にぎわいを見せておりました。よく指定管理者制度の導入のメリットとして、サービスの向上と経費の削減が言われますが、この4月から指定管理者が変更となり、新たな指定管理者のオリジナルなサービスはどのようなものがあったのでしょうか。また、民間としてのノウハウを遺憾なく発揮できたのでしょうか。今後、民間活力を十分生かし切っていくべきであり、多様な市民ニーズに応えていくためにも、もっと市が主導的な役割を担う必要があると考えております。

そこで、具体的な事例をお尋ねする前に、本市が考え、今後進めていく指定管理者制度とはどんなものなのか、改めて市長にお伺いさせていただきます。

以上で、第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日も一般質問、よろしくお願ひいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えしてまいります。2年ぶりということでもよろしくお願ひいたします。今後ともよろしくお願ひします。

1番目の大きな1番目、特別支援教育については教育長が答弁いたします。私からは大きな2番目、ひまわり発達相談センターについて、利用者の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

ひまわり発達相談センターは、成長・発達に不安や心配のある18歳未満の子どもと、その保護者に対して総合的な相談に応じ、適切な指導・支援を行うことにより、子どもの健やかな成長に資することを目的といたしまして、平成24年度に開設し、4年目を迎えております。まず、利用者の現状につきましては、開設年度である平成24年度の実人数で400人に対しまして、平成26年度は564人となっており、着実な増加が見られます。要因といたしましては、ひまわり発達相談センターの周知が進んだことや、ニーズに対応できる専門職員が配置されていることなどが考えられます。年々利用者がふえていく中で、利用を希望された方が適宜、相談・指導が受けられる体制を整えております。

今年度の指導体制を具体的に申し上げますと、職員が子どもと一対一で行う個別指導を、1月当たり1回から4回程度実施しております。また、さまざまな遊びや活動を通して、親子や友達とかわりながら、社会性やコミュニケーション能力を育むグループ指導を、年齢別に月2回、半年間を1サイクルとして行っております。

今後の方向性といたしましては、センターでの個別指導とグループ指導に加えまして、子どもの日常生活の場である保育所や幼稚園等において、個々の状態に応じた成長・発達への適切な働きかけがなされるよう、環境を整えていくことが重要と考えております。そこで、本市が掲げております発達支援習志野方式の特徴の一つであります巡回相談といたしまして、センターの職員が市

立及び私立保育所、幼稚園やこども園に直接出向き、施設や家庭でのかかわり方について、保育士、幼稚園教諭とともに考え、日々の生活に生かされるように支援することを通じて、センターと保育所、幼稚園等との連携をさらに進めてまいります。

続きまして大きな3点目、債権管理について本市の取り組み状況及び今後の方針についてお答えいたします。

平成25年度決算における本市の収入未済は44債権、総額で約30億円となっており、歳入の確保という点において、収入未済額の縮減は大変重要な課題であると認識しております。このことにつきましては、債権管理課を設置後、債権を所管する各課に対しまして、徴収事務講習会、債権管理連絡会議での課題協議や徴収実務の情報共有など、さらなる知識・実務能力の向上を図っております。そして、休日・夜間の電話催告や債権管理課と所管課との合同臨戸訪問、本市で初となる不動産公売に取り組むなど、収入未済額の縮減に向けた取り組みや、全庁的な債権管理意識の向上に努めてまいりました。

今後の方針といたしましては、さらなる意識の向上として、各債権所管課を対象とした講習会の開催や、債権管理連絡会議などの取り組みを継続していくとともに、自主納付に応じないなどの事案につきましては、滞納処分や訴訟を前提とした徴収業務に取り組んでまいります。また、納付折衝や財産調査などの結果から、生活、仕事、経済的な面での問題により生活に窮する状態にあるなど、行政の支援が必要な方につきましては、本年4月に開設いたしました生活相談支援センターらいふあつぷ習志野を中心に、自立に向けた生活再建を図るべく支援してまいりたいと考えております。今後も、適正な債権の管理、市民負担の公平性の確保、健全な行財政運営を目指し、引き続き全庁的な取り組みを進めてまいります。

続きまして最後、大きな4番目、指定管理者制度について。習志野市が目指す指定管理者制度の導入について、本市の経営改革という観点から基本的な考え方についてお答えいたします。

指定管理者制度は多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の知識や技能を活用し、創意工夫による市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正によりまして創設された制度でございます。本市におきましては、平成16年12月に公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針を策定いたしまして、平成18年4月1日から順次導入を図ってまいりました。本年4月1日現在、市内30施設に指定管理者制度を導入しております。

指定管理者制度を本市の経営改革の視点から捉えてみますと、平成22年度から平成25年度までの経営改革プランにおける財政効果額は、約1億9,700万円となっており、一定の効果을上げているものと認識しております。また、市民サービス向上の観点からの取り組みといたしましては、指定管理者制度が十分に機能し、より効果的・効率的かつ経済的な施設運営が実現されるためには、市が委託者として継続的に管理・監督することが肝要であると認識しております。

このことから、平成20年6月に公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針に、新たに指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する基本方針に加え、指定管理者の自己評価、利用者アンケート、立入調査などに加え、第三者評価の活用を図ることとしております。

今後も指定管理者と十分な協議を行いながら、民間の自由な発想や創意工夫が存分に発揮され、新たな視点による市民サービスが提供できるように取り組むとともに、公の施設として、施設

本来の設置目的に即した管理・運営ができるよう、適切な管理・監督体制を目指してまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問になります。

大きな1番、特別支援教育について、本市の取り組み状況及び今後の方向性についてお答えをいたします。

児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行っていくため、教育委員会では今年度も特別支援教育の推進を図ってまいります。

まず、特別支援教育についての職員の研修についてお答えをいたします。

特別支援学級や通級指導教室の担任には、知的障害、発達障害などの専門的知識に加え、児童・生徒一人一人の能力を見きわめる力、適切な支援を行う指導力、保護者の相談に真摯に向き合い、的確に助言する伝達能力などが求められております。さらに、児童・生徒のすぐれた能力を見きわめる指導力をつけていけるよう、経験豊富な指導者による具体的事例を交えた研修をふやすよう努めてまいります。また、通常学級担任対象の事例研修会、それぞれ小中学校の特別支援コーディネーター、特別支援教育支援員に対する研修会も実施することで、教員が支援の必要な児童・生徒への理解を深めていけるようにしてまいります。

なお、指導主事の研修につきましては、管内5市指導主事等合同研修会に参加をし、特別支援教育に関する千葉県や管内5市の取り組みなどについて、情報交換を行い、指導力向上に努めてまいります。

次に、特別支援学級、通級指導教室等の特別支援教育の場の拡充につきましては、障がいを持つ児童・生徒も自宅に近い地域の学校で教育が受けられるように、平成25年度からの2年間で第七中学校に情緒障害特別支援学級、向山小学校と大久保東小学校に情緒障害通級指導教室を開設いたしました。

なお、長年の懸案事項でありました千葉県立習志野特別支援学校が、この4月に開校となりましたことから連携を図ってまいります。

現在、習志野市には小学校12校、中学校5校に特別支援学級または通級指導教室を設置しておりますことから、今後も児童・生徒の動向と余裕教室の状況を見て、新たに開設する学校を検討しているところでもあります。今後も、特別支援教育のさらなる充実に努めてまいります。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、議長の指示に従いまして通告順に再質問させていただきます。

1点目は、特別支援教育についてでございます。

先ほど教育長みずからが御答弁の中で、特別支援教育の充実に2度も強調されておりました。まずはその言葉を信じたい、このように思っております。この2年間に、御答弁にもございましたとおり、1学校1特別支援学級、そして習志野特別支援学校のこの創設です。こうした特別な支援を必要とするこの子ども、その保護者や御家族、さらにはこの適正な就学そして就労を願う指導者にとりましては、期待を裏切らない成果であったと、私はこのハード面については大変評価をいたしております。

それでは、その中身、すなわちソフト面です。このソフト面はどうだったのでしょうか。ことわざの中に仏つくて魂入れず、こういうことわざがございます。私の耳に聞こえてくるのは、教員そしてまたコーディネーター、さらには教育委員会自体への不安の声が届いております。一生懸命な先生なんですと、皆さん前置きされるんですね。本当にそういう一生懸命な先生、本当にこの裏に秘められたこうした思い、この思いを皆様はどのように酌み取っているのか。私はそれを感じられずにはおりません。

特に、発達障害の子どもやその保護者は、専門性に裏づけられた教育が必要でございます。これはこの12年間、ことして13年目になりますが、2年間のブランクはございましたけれども、10年間ずっと議論を教育委員会とさせていただき、そうだと教育長のほうからもお言葉をいただいたとおりでございます。

そして、その専門性を親御さんたちは望んでいるわけでございます。一生懸命だけでは現場はどうにもならない。親は常につらさ、こういうものと相対している。ここをまずは受けとめていかなくてはいけないのではないかと私は思っております。教育は人でございます。当然、特別支援教育も人であると私は認識しております。

そこで、現在市内の特別支援学級や通級指導教室などに、正規ではない教員や特別支援教育の免許を有さない教員、こういう方々が多く配属されていると、このように耳に入ってきているわけでございますけれども、その実態と原因について、まずお伺いさせていただきます。

◎**学校教育部参事(田久保正彦君)** はい。それでは、ただいまいただきました特別支援学級、通級指導教室等の担任の配置についてという御質問にお答えさせていただきます。

小中学校の教員の採用・配置につきましては、千葉県教育委員会が行っているところではございますけれども、習志野市の現状といたしまして、特別支援学級、通級指導教室の担任62名中正規教員は40名となっております。その正規教員のうち4名が、現在産前産後休暇、また、育児休暇を取得中であり、そのための補助教員を加えると、臨時的任用教員は26名となっております。また、特別支援学校教諭の免許保有者といたしましては62名中30名であります。

特別支援学級の担任を行う上で、特別支援教育の免許を取得することが望ましく、教育委員会といたしましては、校長を通して特別支援学級担任などに、特別支援学校教諭の免許法認定講習の受講を薦めております。臨時的任用教員いわゆる講師が多いことは、全県的な傾向にもあります。このことの背景につきましては、特別支援教育に対するニーズが高く、担当する正規教員の採用が追いついていない現状がございます。

特別支援学級などの担任を含め、引き続き千葉県へ、正規教員への採用・配置について要望を強くしてまいります。以上でございます。

◆**24番(小川利枝子君)** はい、ありがとうございました。

コメントは後ほどとさせていただきます。続いて各学校における特別支援教育のキーパーソンであるコーディネーターですね、このコーディネーターの資格の保有状況、そして入学式はもちろん、さまざまなこの手法で新年度に職員紹介の際に必ず保護者に周知する、これはお約束でございました。こういう以前の議場での約束が守られているのかどうか、この点についてお伺いいたします。

◎**学校教育部参事(田久保正彦君)** はい。特別支援教育コーディネーターについての御質問にお答えいたします。

特別支援教育コーディネーターには、特別な資格・要件はございませんが、各学校の校長がふさわしい教員を指名しております。特別支援学校教諭免許に関しましては、小中学校合わせて33名中12名が保有をしております。特別支援教育コーディネーターの役割は、特別な支援を必要とする児童・生徒の家族から、相談窓口となり、教育機関や医療機関への連携を図ることであり、学校にかかわる全ての方々に広く周知をする必要がございます。

本年度につきましては、特別支援教育コーディネーターを周知している学校は20校、今後周知を予定している学校は3校であります。周知の方法といたしましては、学校・学年便りにおいて14校、保護者会等で10校、入学式において4校となっております。以上です。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。何か緊張感がなくなってきたのかなと、そういう感想を持ちました。

6月のきょう現在も、未周知、この学校が3校ある、この御答弁でございました。特別支援教育に対する意識、教育委員会はどのような指導をされているのか、学校任せなのか。この辺のところいろんな思いがございます。どちらの学校なんですかとお尋ねしたいぐらいの気持ちでおりますが、コメントは後回しにさせていただきます。

それでは、教育委員会に配属された特別支援教育担当の指導主事、この指導主事についてはいかがなんでしょうか、お伺いいたします。

◎**学校教育部参事(田久保正彦君)** はい。それでは、特別支援教育担当の指導主事についてお答えをいたします。

本年度指導課と総合教育センターに1名ずつ、合計2名の指導主事を配置しております。この2名は、特別支援学校教諭の免許を保有はしておりませんが、特別支援教育担当指導主事としての特別な資格要件はございません。両名ともこれまで学校現場におきまして管理職、教務主任として学校内の特別な支援を要する児童・生徒、またその保護者、関係機関と深くかかわってきた教員であります。これまでの経験により、市内の特別支援教育に対し指導及び推進する役割を果たすものと考えております。以上でございます。

◆**24番(小川利枝子君)** はい。ありがとうございます、と声が小さくなってきてしまいます。

とても残念な思いで、今ここに立たせていただいております。正直私この2年間とてもブランクを後悔してここに立たせていただいております。

この2年間の間、私も何もしてこなかったわけではございません。教育現場からさまざま声が聞こえてくるんですね。そうした声を全ては、小さなことで私ができることは私で担ってまいりましたが、どうにもならない現場の声、先生方よく御存じだと思います。何度も足を運びながら、私もその部分を訴えさせていただきながら、しっかり指導をお願いしたいと、学校を見てほしい、子どもたちを助けてあげてほしい、こうしたことを私はもう何度となくお尋ねして訴えさせていただきました。そして対処を求めてまいりました。一般質問に立てない、要はここで言葉を述べないとなかなか進まないのかなと、本当に今とてもつらい悲しい思いでここに立たせていただいております。

確かに、このハード面につきましては本当によく頑張ってくださいと、本当に心から喜んでおりますし感謝しているんです。本当に進みました。しかし、今の御答弁からソフト面について、これは

進まなかったというよりも、この2年間後退してしまったのではないかなと、これは言わざるを得ないと思うんですね。正規の教員や資格を有する教員の確保、これが難しい、これが全国的なことだ、こうしたことも私は理解しておりますし承知しております。この議論はこの10年間、2年前まで何度もこの場所で行ってきたことでございます。ならば、せめて教育委員会ではしっかりやるよと、そういう答弁を繰り返し繰り返し伝えてくださったわけですから、せめてこの2年間の状況を、せめて維持するぐらい、必要ではなかったのかなと思っております。

私はこれは個人的な思い込みでここに立って、先生方に言いづらいこと、私も本当にこんなことをもう言いたくないという思いで、きょうも緊張しながら本当にそういう思いで立たせていただいているんですね。この問題を取り上げて13年目でございます。

資格のない指導主事のもとで、そして資格のないコーディネーターの学校に配属された、資格のない、そして正規でない教員の指導を受ける子どもや保護者、こういうとてつもない不安を本当に受けとめているのかと、私は申し上げたいんですね。さらに想像を広げれば、資格のない指導主事が資格のある教員を前にした授業、研究、こういうことに深まりが期待できるのでしょうか。

先ほど免許の保有率等聞かせていただきました。専門家であるはずの特別支援学級、そして通級指導教室の小中の状況、これもそれぞれ本採用の方が36名、そして講師が26名、合計62名、免許も本採用でありながらも36名中25名、また講師の方は26名中5名、合計して62名中30名。こういう状況の中でいまだにこの特別支援教育を充実させようと、何をなさってきたのかなと。先ほどの御答弁の中からも、特別な資格要件はございません。本当に私は切り捨てられたような、申しわけないんですけれども、せつない、本当にそういう思いを持ちました。

何と申しましょうか、本当の声が届かない、届けられない、なぜこういう、私が資格にこだわるのか、それは先生方が一番よく、教育長がよく御存じのことであると思います。この場で何度も何度も議論をさせていただきました。本当にもう一度議事録を広げていただきまして、ぜひ確認をしていただきたい、このように思っております。

発達障害の子への支援で一番大切なこと、それはまずは親御さん、お母さんの不安を安心に変えさせてあげることだと、これは基本中の基本でございます。本日この場に保護者の代表の方々が、雨の中、本当に傍聴に来られております。彼女たちはきょうまで、この12年間、13年目になりますけれども、教育委員会の言葉を信じてひたすら見守り続けながら、期待をしながら来てくださった方たちでございます。もうこれ以上申し上げませんが、どうか少しでも、この特別な支援を必要とする、こうした子どもや保護者の期待に沿うように、もう少し緊張感を持って、担当する教員の皆さんの資質の向上に、研修で専門性をカバーしていただきたい、このように強く思っております。

そこで、研修についてでございますが、どのような方針で臨むのか。また今年度入ってから実績ですね、1年、12カ月、もう2カ月半過ぎました。残り9カ月半でございます。そういう部分の中でどのように教員の皆様の専門性を高めるために、理解を深めるために、どういうものを方針として考えていらっしゃるのかお伺いさせていただきます。

◎学校教育部参事(田久保正彦君) はい。それでは、特別支援教育にかかわる研修につきましてお答えをまいります。

研修につきましては、先ほど小川議員からありますように、それぞれの参加した教員の専門性、

それから実際の実効性をしっかり重視するように努めてまいりたいというふうを考えております。今年度に入りまして、本市で実施しております特別支援教育にかかわる研修の状況についてお答えさせていただきます。

本年度に入りまして既に4回の研修を実施しております。まず、特別支援教育支援員研修では、対象者81名中79名が参加しており、その中でよりよい支援の仕方や学級担任との連携の仕方について、特別支援教育に長年携わっております千葉県総合教育センター特別支援教育部の研究指導主事の先生を講師に招き研修を行いました。

次に、特別支援教育コーディネーター研修では、対象者33名中26名が参加し、実際に児童・生徒の学習する姿がよい方向へ変容していったビデオを視聴しながら、県立八千代特別支援学校の先生から指導のポイントを御指導いただきました。

次に、通常学級担任事例研修では、市内全ての小中学校担任が1名以上参加することで、受講者29名、この29名を年4回に分け、各7名から8名で実施をしております。持ち寄った個別の教育支援計画をもとに、児童・生徒に対する指導方法を少人数で検討し、県立八千代特別支援学校、県立船橋夏見特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師として、個別の教育支援計画に修正を加えていく実践的な研修を行ってまいりました。そして、言語・難聴・自閉症・情緒障害指導法研修では、対象者40名中39名が参加し、千葉県総合教育センター研究指導主事の先生を招き、代表の事例レポートをもとに児童・生徒へのかかわりや保護者への働きかけなど、具体的な研修を行いました。

今後、対象者別に実践的な内容となるよう、工夫しながら実施をまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) 教育長が初めて、7年前でしょうか、議場で向かい合わせていただいたとき、この質問をさせていただいたときに教育長は、特別支援教育に僕はしっかり頑張っていくよと、本当に保護者の皆様にもエールをいただいたことを、私は片時も忘れず、毎回毎回この場に立たせていただいております。教育長はいつも全ての小中学校の教員、先ほども御答弁ありましたけれども、全ての小中学校の教員に専門性を身につけさせるよ、理解を深めさせられるように頑張るよと、このようにお気持ちを伝えてくださっていたと、私はこのように理解をいたしております。

ぜひとも、子どもたちのために、また先生方のためにも、先生方も迷っております。本当に一生懸命、先生方は自分の担任している子ども、かわいくないはずがないんですね、本当に一生懸命。先ほども申し上げたように、一生懸命ではどうにもならないんだということを、専門性の裏づけたそうした指導がなければ、子どもたちは本当に泣くばかりだという、こうしたことをぜひ理解していただきまして、子どもたちのためにこの研修を積み重ねていただきたい。

そして免許の取得、これはなぜ取得をこだわるか、一生懸命先生方も取得しようとするれば勉強されます。御自分たちがいかにどんな立場にあるのか、いろんな風景が見えてまいります。この全体を本当に見据えた上で、子どもたちへの支援、特別支援教育に携わっていただかないと、枝葉だけであってこの幹が育っていかないと、先生方は本当にこの教育委員会ですっきりと幹を育てていただかないと、枝葉でいつも先生がかかわるたび、また本当に指導者、学校の校長がかかわるたび、その部分で方針が変わって崩れてしまうんですね。積み上げてきたものをぜひ崩さないでつなげてあげていただきたい、このことを強く申し上げさせていただきます。

教育の目的は子どもの幸福のためにある、教育は人なり、このことを胸に持っていただきながら、ぜひ特別支援教育の充実、これに目指して歩みを進めていただきたい。このことを申し上げまして、またきょう傍聴にいられております保護者の前で、この問題につきましては、これからも引き続き頑張ってもらいたい、取り上げていく、このことをお約束して、この問題につきましては終わりにさせていただきます。

次に、ひまわり発達相談センターに関する再質問に移らせていただきます。

1回目の質問で述べましたとおり、指導について、その課題があるとの多くの声が寄せられてはおりますが、総じて職員の皆様はこの2年間大変頑張ってくられたと、私は評価をさせていただいております。そのことが結果的に、先ほどの市長の御答弁にもございましたとおり、利用者の増加に結びついているのではないかなど、このように思われます。したがって、今後はやはりその内容ですね、本当にそのことをもう少し考えていく必要があるのではないかと私は感じております。

以前、このセンター創設時に保健福祉部長が御答弁されておりましたが、ひまわり発達相談センターは行政改革が進められて、その中で人員削減が当たり前のようになっている、こうした現状にあって、恐らく今の習志野市にあってはぜいたくと言われるほどの職員数と職種を集結いたしました。それは、市長、また保健福祉部の意気込みであると、意気込みがあらわれている、まさに習志野市の子育て施策への具現化ですね、本当にそういうものであると高く評価させていただいたところでございます。

しかし、その反面懸念もございました。例えば間口を高校生まで広げた、ゼロ歳から18歳まで見ると、こういうことで指導が希薄になってくのではないかなどか、そういったことを私指摘させていただいたこともございました。先ほど質問させていただいたとおり、そうした懸念の一部、そういうものが現実味を帯びてきているのかなど、そのような感じもいたします。

センターは今後どのような方向に向かっていくのか、その1つの指標となるのが、目玉であった乳幼児の個別の支援計画の作成であり、就学先への確実な引き継ぎであると認識いたしております。

そこで、これまでの作成状況とそして就学先への引き継ぎについてお伺いいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君)はい。それでは、まず乳幼児個別支援計画の作成状況についてからお答えをいたします。

乳幼児個別支援計画は、成長・発達に課題のある乳幼児に対しまして継続的な支援が行えるよう、子どもが日常生活を送っております保育所や幼稚園が作成をいたします。所属施設のない低年齢の子どもの場合は、保護者とともにひまわり発達相談センターの職員が作成をいたします。ひまわり発達相談センターでは来所される保護者全員に、この個別支援計画の作成につきまして御案内をしております。

個別支援計画を作成するに当たりましては、保護者の思いを日々の支援に生かすために、願いや考えをしっかりと受けとめること、それから個々に応じた支援に生かすためにセンターでの指導内容や検査結果の説明を保護者等に行うなど、作成する施設と十分に連携を図るということを心がけております。また、巡回相談の機会を利用いたしまして、施設に作成の進捗状況を確認しております。

こういった取り組みの結果でございますが、センターの利用者の個別支援計画作成数は、平成2

5年度は68人、平成26年度が77人でありまして、乳幼児個別支援計画を作成している子どもたちの約6割の部分はセンター利用者ということでございます。

それから、この乳幼児個別支援計画を学校への引き継ぎという部分の御質問に続けて御答弁させていただきます。

この学校への引き継ぎにつきましては、平成20年度より開始をいたしまして、平成26年度までに263人の引き継ぎを行いました。26年度末、一番最近では56人の児童の引き継ぎを行っております。この引き継ぎは、就学前の2月から3月にかけて保護者の同意を得た上で行っております。児童が就学前に所属をしていました幼稚園、保育所等の就学前施設、それからひまわり発達相談センター、それから学校の先生方で、個別支援計画に基づく就学前施設での支援内容や、就学後に継続をすべき支援について確認をいたします。

また、平成26年度より、就学をした後6月から7月、ちょうど今の時期でございますけれども、就学前施設とひまわり発達相談センターの職員が、引き継ぎをいたしました児童の学校に訪問をして、授業参観後に学級担任や特別支援コーディネーターの先生方と協議をすると、こういった機会をつくっています。今年度は6月1日から7月8日までの14日間に、市立小学校の14校53人の児童に対しまして、それから県立特別支援学校の2校に3人の児童に対しまして学校訪問を行っていきます。このように就学後に個別支援計画を立てた支援がどのように継続され、生かされているかと、こういうことを検証するとともに、就学後も有効な手だてが講じられるように連携を図っているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。

それでは、受け入れ側である学校の立場から、現在までに何人引き継がれているのかお伺いたします。

◎学校教育部参事(田久保正彦君) はい。それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成20年度から26年度までに、ひまわり発達相談センターより乳幼児個別の支援計画が市内小学校に引き継がれ、個別の教育支援計画を作成・運用した数につきましては、転出により市外の小学校や入学先の特別支援学校等へ引き継がれたもの51件を除き212件でございます。この212件の児童・生徒の内訳は、小学校1年生から中学校1年生までおりますが、本年度まで引き継がれて個別の教育支援計画を作成・運用しているのは164件でございます。

作成・運用が終了した48件につきましては、児童の市外への転出、通級指導教室での指導等が終了し、適応するまでに至ったと判断し、保護者等の同意を得て作成・運用を終了したものであると捉えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい、ありがとうございます。数の多寡は別といたしまして、送り側であるひまわり発達相談センターと、また受け側である学校が着実に実施していると、このようなことが確認できましたので、大変今は安堵した気持ちでおります。

特に、今の御答弁の中で通級指導教室が終了して、適応するまでに至った子どもがいる。このことは大変喜ばしいことであると思っております。また、これは本当に喜ばしい実績だと思っております。しかし、この個別の教育支援計画につきましては、本当にいまだに作成されているのかわからないとか、本当にさまざまなお声が、本当に厳しい声ですね、これが聞かれますので、それを事

実であると受けとめていただきまして、しっかり取り組んでいく必要があると思っておりますので、この点よろしく願いいたします。

また、今後の作成に当たり、ひまわり発達相談センターにおきましては、保育所や幼稚園に対して、またより積極的かつ専門的な指導をお願いしたい。そして学校におかれましては、途切れることのない指導の継続、それと常に検証をしていただきたい。さらに、この両者の強い連携のもとで行っていただきたい。このことを強く要望させていただきます。

この件につきましては、最後の再質問になりますが、ひまわり発達相談センターはこれまでの御答弁からも習志野市の子育て施策にとって、子育て日本一を目指す習志野市にとって重要な施設であることが確認できます。そこで、子どもや保護者のニーズに応えるために、さらなる充実に向けて、今後どのような方針で臨むのかお伺いいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。ひまわり発達相談センターの今後の方針についてお答えをいたします。

ひまわり発達相談センターは地域の発達支援の専門機関として、開設以来3つの機能として、気軽に相談ができる体制、それから継続的な支援、さらに発達支援にかかわる職員の資質の向上、この3つを推進するためにさまざまな事業に取り組んでまいりました。

この3つの機能に沿って申し上げたいと思いますけれども、1点目、気軽に相談できる体制といたしましては、年々利用者が増加する中で相談指導をお待たせすると、こういう状況も出てまいりましたことから、利用を希望される方が公平に支援を受けることができますよう、個別指導、グループ指導等の指導時間区分や指導内容の調整を図りました。今後も引き続き希望者に、公平かつ効果的な支援が提供できるよう工夫を重ねてまいります。

2点目、継続的な支援といたしましては、乳幼児期から就学期への途切れない支援を図るため、御答弁申し上げましたように、まず乳幼児個別支援計画の策定体制についてしっかりと確立をさせてまいりました。これを就学後の個別の教育支援計画へと引き継ぎ、継続をしていくことが重要な課題でありますことから、現場の実態を知る保健福祉部、こども部、教育委員会の組織の枠を越えた職員で構成をされており、発達支援サポートネットワーク会議ですとか、センター職員の学校訪問、あるいは指導課、総合教育センターとセンターとの定例会議、こういったことによって職員相互の関係、これは職員というのは肩書の職員ということではなくて、まさに人と人との関係ということの強化を進めながら、子どもの継続的な支援を進めてまいります。

3点目、発達支援にかかわる職員の資質の向上といたしましては、子どもは本来、それぞれの生活の場であり保育所、幼稚園あるいは学校等で適応力を高めていくものでありますから、日々の集団生活の中で保育士や教員等が、より適切な働きかけができるよう、発達支援習志野方式の特徴であります巡回相談と、それからセンターが主催をしている発達支援基礎研修、理論研修、これを通しまして継続的に職員の資質の向上を図ってまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい、ありがとうございました。

行政事務は、子育てに限ったことではないこと、これは十分承知いたしております。また、子育て施策にはさまざまな手法がある、このことも理解いたしております。現在のひまわり発達相談センターは、昭和50年代、子育て支援に特化して、全国的にもまれだったひまわり学園の実績を継承する施設でございます。今後、人と内容の充実に向けて、あえて御尽力くださいと要望しておきま

す。よろしくお願いいいたします。

次に、債権管理について再質問いたします。

まずはこの2年間携わってこられた職員の皆様、本当にお疲れさまでしたと言葉をかけて差し上げたいと思っております。まだまだこれからではございますが、市長の御答弁にございました不動産公売や講習会などの取り組みを伺いますと、本当によく頑張っていると、本当にそういう感想が自然と口から出るというか、本当にすごいなという一言でございます。

特に、債権管理の御答弁に生活再建、こうした言葉が組み込まれましたことは、行政は単なる取立屋ではなく、常に市民の側に立った施策を考えていることのあらわれであると、私は受けとめさせていただきましたし、またこのことが、人口減少、少子高齢化社会にどんどん向かっている、そうした習志野市にとりまして、これからの大切な視点であること、本当にそういうことから評価いたしております。市長の御答弁の最後でございましたように、適正な債権の管理、市民負担の公平性の確保、そして健全な行財政運営、こうしたものを目指して、また今後も引き続き全庁的な取り組みを進めていただきたいと思いますよう、まずお願いいいたします。

そこで、監査委員を2年間務めさせていただきましたこともございますので、習志野市の債権、とりわけ収入未済について、それがどのような状況にあり、担当部署がどのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

◎**財政部長(白川久雄君)** はい。債権回収にかかわります対応として、主たる業務として財政部が行っておりますので、まず私どもが所管しております市税並びに保険料、これについて現状を申し上げたいと思います。

平成27年4月末時点におきます滞納繰越分を含めた、平成26年度の市税の状況でございますけれども、収入未済額につきましては約16億9,000万円。次に、保険料でございますけれども、そのうち国民健康保険料、これにつきましては収入未済額では約10億5,000万円、後期高齢者医療保険にかかります収入未済額につきましては約2,400万円、介護保険料にありましては約6,000万円と、こういった状況でございます。これら3つの保険料の合計では約11億3,000万円。冒頭申し上げました市税と保険料を合わせますと約28億3,000万円と、こういう状況でございます。

なお、これら収入未済額の内訳といたしましては、生活困窮等によりなかなかお支払いが困難な状況な方々の額も含まれているところでございます。こういった方々につきましては、きめ細やかな対応ということで、納付相談に随時応じ、さらにその中で無理ない範囲でのお支払いということで、納付について御理解をいただきながら収入未済額の収税に努めていると、こういう状況でございます。

そこで、御質問のありました今後の取り組みということでございますが、財政部におきます税制課では市税及び保険料の徴収を主に行っております。税制課におきます取り組みといたしましては、これら累積滞納者に対しましては臨戸訪問、これらによる財産調査、このことによりまして生活実態を把握しながら、状況に応じまして差し押さえもしくは公売と、そういった滞納処分に対する強化の取り組みも行っているところでございます。

あわせまして、先ほど申し上げました分納誓約を行われている方々、この方々につきましては、その中でもお支払いがされない方が状況に応じて発生します。分納誓約の中でも一方的に何ら連

絡もなく、もしくは相談もなく誓約を履行されないという方々につきましては、再度連絡を私どもとりませんが、それでも何ら応答がないという状況の対応につきましては、再度催告を行わせていただきます。それでも何ら対応がないという状況につきましては、差し押さえというような形での徴収移行にも取り組んでいくという状況でございます。

それと、冒頭小川議員のほうから御質問がありました債権管理課、これにつきましては2年前ほどに設置し、各債権を所管している関係課のいわゆる困難事例、これらについての徴収移管を債権管理課で請け負います。ちなみに平成26年度の実績ということで申し上げますと、市民税及び保険料合わせまして約1億3,000万円、これを徴収移管という形で債権管理課のほうで請け負って、現在事務作業に取り組んでおります。その実績を申し上げますと、本年3月31日時点では約2,500万円の徴収実績に、結果として結びつけておるということでございます。もちろんその他の移管を受けている債権につきましても、鋭意継続して取り組んでいるということでございます。

今後におきましても、債権管理課さらには税制課、そして債権を所管している関係課等との連携を含めて対応していくということでございますが、補足的にもう一つ申し上げますと、本年11月には滞納管理システムの更新がございまして、この更新に基づきまして、これまで以上に滞納にかかわります分析等がさらにできるようになりますので、そういったことを含めまして、今後の滞納者にかかわる方針等を含め効率的もしくは効果的な収入未済額の縮減に向けた取り組みを行ってきたいと、そのように考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) 続けて答弁をお願いいたします。

◎学校教育部長(市瀬秀光君) 私のほうからは、小中学校の学校給食費の収入未済の現況と、今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

小中学校に係る学校給食費の収入未済につきましては、平成26年度分の現年度分、過年度分を合わせまして約880万円の決算見込みでございます。年々未納額が若干増加傾向となっておりますが、未納額がふえないよう、公平性の観点から学校現場と連携を図りながら、給食費の徴収に努めているところでございます。なお、昨年度からは債権管理課の協力を得ながら、学校教育課において支払い能力のあると思われる世帯の中から、給食費の未納額が高額となっている方のお宅へ個別的に臨戸訪問等を実施し、催告をすることで徴収実績を上げることができました。

今後につきましても、引き続き債権管理課の協力を得ながら、臨戸訪問等を実施するとともに、支払い能力があるのに払わない世帯に対しては、法的措置も視野に入れて未納対策を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎こども部長(早瀬登美雄君) はい。それでは、こども部より幼稚園、こども園の給食費及び保育所保育料、児童扶養手当の返還金に関しまして、現状と今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

初めに、平成26年度末の収入未済額の状況としましては、幼稚園・こども園の給食費では54万5,250円、前年度より13万8,125円の減少見込みでございます。保育所保育料につきましては収入未済額は1,952万8,300円、前年度より492万4,820円の減少見込みとなっております。

これらの滞納に対しまして、督促状等の送付だけではなく、各施設での声かけやこども保育課職員による電話催告、自宅等への訪問などを行い、支払い能力のある世帯には速やかな納付を促す一方、生活困窮世帯には専門的な相談窓口につなぐなど、個々の状況を踏まえた対応に努め

ております。また、平成25年から債権管理課に14世帯の債権を移管するなど連携を図った結果、本年3月末時点までの過年度分につきまして、13世帯308万1,460円の徴収につながったところでございます。

今後も、累積滞納や卒園して納付意識が低くなっていると思われる場合などには、電話催告や自宅への訪問などを実施するとともに、債権管理課との連携を図り、収入未済の解消に努めてまいります。

次に、児童扶養手当の返還金についてですが、平成26年度の決算見込みの状況では、収入未済額は10件、460万9,190円となっております。児童扶養手当は父母の離婚や死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している、ひとり親家庭の父母等に支給するものでございます。返還金の主な発生事由につきましては、手当受給中における事実上の婚姻状態に当たる事実婚や、さかのぼりの所得の修正申告等によるものでございます。

返還につきましては、御本人との協議により一括返還が困難な場合は、返還計画を立てまして分割での納付をお願いしているところでございますが、所得の低い方も多く、計画どおりに納付が進まない状況にございます。このような生活困窮者につきましては、生活相談課を初め、庁内関係機関と連携を図りますとともに、本年4月に生活困窮者自立支援法に基づき開設されました、らいふあっぷ習志野を御案内するなど、債務者の生活再建も視野に入れ、個々の生活状況に応じた情報の提供や訪問等、継続的な相談に取り組んでまいります。

また、返還金発生の未然防止を図るため、支給要件等制度を理解していただくための工夫をするとともに、孤立しがちな家庭等、ハイリスクな家庭への対応としまして、訪問等によるアプローチも大変重要であると認識しておりますので、今後も丁寧な対応に努めてまいります。以上でございます。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) はい。続きまして、保健福祉部のほうから生活保護費返還金につきましてお答えをいたします。

生活保護費返還金は、主に生活保護法第63条による過払い分の返還金、それから法第78条によります不正受給分の徴収金がございます。平成27年3月末現在の未納状況を申し上げますと、63条による費用返還金の収入未済額は2,443万1,328円、78条による徴収金の収入未済額は7,957万5,034円となっております。

生活相談課におきましては、平成26年度より従来実施をしてまいりました督促状や催告書の発送や、家庭訪問時の回収に加えまして、課内で業務の見直しを行って、債権回収の体制づくりに取り組んでまいりました。しかしながら、対象者が現在も生活保護受給者の方や、保護を脱却されていても経済的に余裕のない方がほとんどという状況でございますので、回収は極めて困難であり、収納率の上昇に残念ながらつながっていないという状況でございます。

このことから、今年度につきましては、生活保護業務実施方針の中で、保護費返還金等回収徹底事業として位置づけをいたしまして、滞納整理強化月間を設けるなどして一層の強化を図ってまいります。また、収入未済が高額になって、再三にわたる担当課の徴収努力のみでは納付に結びつかないケースにつきましては、債権管理課とケース個々の債権回収の方向性について確認をし情報を共有しつつ、合同での臨戸訪問あるいは滞納整理の専門的なノウハウを取り入れるといった中で、債権回収のさらなる強化を図ってまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ただいまは詳細な御説明をありがとうございました。

監査委員としては当たり前のように伺ってまいりました内容ではございますが、この場で御紹介できましたことは、この債権管理の問題がどれほど複雑であり、また、大きな行政課題であるかを つまびらかにすることができたのではないかと、このように考えております。特に、本市の収入未済総額30億円、このうちの28億円を税制課が所管している。このような部分もわかったというか、よくここで認識ができたと思うんですね。しっかりこの辺連携をとりながら進めていただきたいと、そういう必要があると感じておりますので、どうかよろしく願いいたします。

所管部署の努力は一方だけではいかない。しかしながら、債権管理課が設置できたことによって、連携することで本当に進んでいる。このこともわかりました。ぜひとも今後も債権管理課を交えながら、全庁的に取り組んでいっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そして、そのうちの幾つかの事案が行きつくところは、やはり生活再建であるということが、ただいまの御答弁からよくわかりました。各所管部長の御答弁に共通した、このキーワードであったのではないかなと思っております。行政は取立屋ではございませんので、いかに困っていらっしゃる、苦しんでいらっしゃる方の生活再建を考えてあげられるのか、そこが、この収入未済の中からしっかりと受けとめることができるということが認識できたと思います。このキーワードである生活再建、本当にこの収入未済からのつながりに限らず、さまざまあるとは思いますが。今回4月から設置されたいふあつぷ習志野、そこに御案内もしていらっしゃる、既にそのようにつなげているということもよくわかりました。

この2カ月間の状況を本来であればたいふあつぷ習志野の状況、この場で伺いたいところではございましたけれども、時間がございましたので、ぜひとも今後所管する生活相談課も、この4月から保護課から改名をいたしました。今後、この生活再建、生活相談は、習志野市に限ったことではなく、全国的に注目されている言葉でございます。行政が取り組むべき、今後の重要課題でございますので、ぜひ頑張っていたきたい。期待をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、改めて次回、たいふあつぷ習志野につきましては、お伺いさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御了承ください。よろしく願いいたします。

残り8分、最後に指定管理者制度について再質問させていただきます。

改めて繰り返しますが、谷津干潟自然観察センターの指定管理者が変更となって、まだ2カ月余りではございます。しかしながらセンターにとって最も大きく、かつ重要な行事である谷津干潟の日の行事、これは目に見えた差異というのでしょうか、あえて申し上げるならば、前指定管理者を上回るサービスというものがどこにあったのかということが、私の目からはよく体感できませんでした。

そこで、指定管理者制度とは何かについては、先ほどの市長の御答弁でもわかりました。そのとおりであると思っております。であるならば、この管理運営母体が変わったときにこそ、本来市民にとって目に見える形で変化、そういうものを見せていくということが大事ではないのかなと常々感じているんですね。変更となった大義が1年たってからとかではなく、やはり最初にどんと大義、そういうものを立たせるということが大事ではないかと私は思っております。

そこで、管理運営母体が変わりました観察センター、そして新習志野公民館について、この2カ月の様子からどのような御見解をお持ちなのか、お伺いさせていただきます。

◎環境部長(岡澤昭吉君) はい。谷津干潟自然観察センター、谷津干潟の日事業につきまして従前の指定管理者がかわったこと、これにつきまして経費あるいは事業内容の面からお答えをいたします。

本市では、6月10日を谷津干潟の日と定め、毎年度6月に谷津干潟の日事業を行っております。この事業につきましては、実行委員会を立ち上げ実施をしております。これまでの事業費につきましては、本市から実行委員会へ支払う、このような形となっております。平成25年度のラムサール条約登録20周年記念では100万円、他の年度では70万円でございます。

本年4月より谷津干潟ワイズユースパートナーズが新しく指定管理者として業務を遂行しており、谷津干潟の日事業の経費につきましては指定管理者が指定管理料の中から支出する。このような形に変わっております。指定管理者から提出された谷津干潟の日事業収支予算書では、本年度の事業として70万円、これを見込んでおります。

この谷津干潟の日事業につきましては、短い期間で実行委員会を立ち上げ、準備を進め、事業を実施することができました。事業内容につきましては従前と同様の規模で実施、新たな取り組みとして干潟に入って巨大な貝を探す干潟ミッションや、貝殻アートを実施するなど、事業を無事終了できたことは、前指定管理者としっかりと引き継ぎができた、このように考えているところでございます。

現在まで2カ月という期間で、前指定管理者との比較については判断できかねますけれども、本年度の事業が終了いたしましたら、モニタリング等を行う中で、その効果について見きわめてまいります。なお、現指定管理者は谷津干潟の日事業にあわせまして、館内にある喫茶コーナーをリニューアルオープンし、親しめる名称とするため名称を募集するなど、入館者をふやすための工夫をしているところでございます。以上です。

◎生涯学習部長(広瀬宏幸君) はい。この4月に指定管理者制度を導入いたしました新習志野公民館について、その運営状況について御答弁申し上げたいと思います。

新習志野公民館につきましては、この4月1日より株式会社オーエンスによる管理・運営を行っているところでございます。指定管理者制度導入してまだ2カ月ほどですので、評価はなかなか難しいものがございますが、この指定管理者制度導入の当初の目的でございます祝日開館がございまして、その祝日開館をこのたび実施いたしまして、その結果、8件111人に御利用いただいたところでございます。また、独自事業といたしましては、今後千葉県国際総合水泳場や千葉県立東金青年の家との連携事業も実施する予定となっております。

また、その運営状況につきましては、連休明けに教育長以下、生涯学習部の職員で指定管理者のヒアリングを行わせていただきました。その結果は、特にトラブルや苦情などはないということを確認させていただいているところでございます。

今後も指定管理者の創意工夫に期待するとともに、毎月の公民館長会議で情報交換を積極的にさせていただきまして、適切な指導と管理をしてまいりたいと、このように考えてございます。いづれにいたしましても、指定管理者の民間活力を十分に発揮し、市民の皆様にとりまして親しみを御利用いただけるよう、今後も生涯学習部としてバックアップしてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。想定どおりの御回答であったかなと思っております。

今後、市民からは何がどう変わり、そしてどこがよくなったのか。こうしたことが必ず求められてくると思います。それには指定管理者の評価をしっかりとはかる物差し、こういうものを第三者機関、これも大事ですけれども、まずははかる物差しを行政側が持っているということは不可欠ではないのかなと思っております。昨年度までの実績を検証して、今後の管理・運営と常に比較していただきながら、そしてぜひともよりよいものにしていただきたい。このことを強く要望させていただきます。

今回は冒頭に申し上げましたが、2年ぶりの一般質問でございました。もっとじっくりと伺いたいこともございましたけれども、要は行政は人なり、また教育は人なりでございます。市長の目指す優しさ、習志野の優しさでつなぐため、この未来は今にある。この未来は今なんだということを、しっかり見きわめていただきながら、人に目をかけていただき、ぜひともこれから習志野版の総合戦略もつくっていくわけでございます。戦略はできてもそれを実行する人がということにならないように、ぜひ今しっかり頑張ってください。このことを申し上げまして、また、今後しっかりこのことは確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。